



# 三重県公報

令和3年3月23日（火）

号外

毎週火・金曜日発行

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
------	------	------	-----

### 規則

59	三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則の一部を改正する規則	(医療介護人材課)	2
60	三重県魚介類行商営業条例施行規則を廃止する規則	(食品安全課)	9
61	三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則	(ダイバーシティ社会推進課)	9
62	交通安全の保持に関する条例施行規則を廃止する規則	(くらし・交通安全課)	12
63	三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(市町行財政課)	12
64	三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則	(出納局)	14

### 病院事業庁管理規程

7	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一 部を改正する管理規程	(病院事業庁)	14
---	--	---------	----

### 議会規則

1	三重県議会会議規則の一部を改正する規則	(県議会)	15
---	---------------------	-------	----

**規則**

**三**

三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月一二二日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

**三重県規則第五十九号**

**三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則の一部を改正する規則**

三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則（昭和三十七年三重県規則第八十九号の二）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
		(貸与)				(貸与)	(略)
第三条	2	前項の規定にかかわらず、修学資金は、就業義務を課す他の貸付金等を受けている者又は受けようとする者に対しては、貸与しない。		第二条	2	修学資金は、貸与決定の際に定める月から在学している養成施設を卒業する日の属する月まで、毎月、次の表の上欄に掲げる者の同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額を貸与するものとする。ただし、特別の理由があるときは、一箇月分以上をまとめて貸与することができる。	
	3	修学資金は、貸与決定の際に定める月から在学している養成施設を卒業する日の属する月まで、毎月、次の表の上欄に掲げる者の同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額を貸与するものとする。ただし、特別の理由があるときは、一箇月分以上をまとめて貸与することができる。			2	修学資金は、貸与決定の際に定める月から在学している養成施設を卒業する日の属する月まで、毎月、次の表の上欄に掲げる者の同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額を貸与するものとする。ただし、特別の理由があるときは、一箇月分以上をまとめて貸与することができる。	
	四・五	貸与対象者 一一(略)	養成施設の設置主体 (略)	四・五	貸与対象者 一一(略)	養成施設の設置主体 (略)	貸与月額 七万円
	備考 (返還方法)	(略)	(略)	備考 (返還方法)	(略)	(略)	五万円
第十条	2	一回の返還額は原則として、月賦の場合は貸与月額、半年賦の場合は貸与月額に六を乗じて得た額、年賦の場合は貸与月額に十二を乗じて得た額を下回らない額とする。		第十条	2	一回の返還額は、月賦の場合は貸与月額、半年賦の場合は貸与月額に六を乗じて得た額、年賦の場合は貸与月額に十二を乗じて得た額を下回らない額とする。	
	3	(略)	(略)	3	(略)	(略)	(略)
別表第一	(第一条関係)			別表第一	(第一条関係)		
一〇七	(略)			一〇七	(略)		

八 介護保険法第八条第一十九項に規定する介護  
医療院

第一号様式から第五号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

## 看護職員修学資金貸与申請書

年 月 日

三重県知事

宛て

住所

氏名

申請者

年 月 日生

電話番号

メールアドレス

看護職員修学資金の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例及び三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則に基づく申請・届出等について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

貸与を受けようとする金額	月額 円	貸与を受けようとする期間	年月から 年月まで 12箇月
在学している 養成施設	名称		入学年月 年月
	所在地		卒業予定年月 年月
中学校卒業	年月		中学校卒業
以後の履歴	年月		
	年月		

上記の者が貸与を受ける看護職員修学資金について、本人と連帶して債務を負担します。

年 月 日

住 所  
連帯保証人 氏 名  
本人との続柄  
電話番号

年 月 日生

住 所  
連帯保証人 氏 名  
本人との続柄  
電話番号

年 月 日生

第2号様式（第7条関係）

印紙税法  
により  
印紙を  
貼付する。

## 借用証書

借用金額			万	千	百	十	円
------	--	--	---	---	---	---	---

年 月から  
看護職員修学資金 箇月分  
年 月まで

上記借用しました。

年 月 日

修学生番号（ ）

住 所

氏 名

三重県知事

宛て

第3号様式（第9条関係）

## 返還明細書

年月日

三重県知事

宛て

修学生番号（ ）

住所

氏名

電話番号

メールアドレス

次により、看護職員修学資金を返還します。

なお、申請の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

返還事由発生年月日	年月日		
返還事由			
貸与を受けた期間	年月から	箇月間	
	年月まで		
休学又は停学により貸与されなかつた期間	年月から	箇月間	
	年月まで		
返還すべき総額	円		
返還方法	月賦・半年賦・年賦・一括返還		
1回の返還額	円		
返還する期間	年月から	年月まで	箇月間
備考	※「1回の返還額」は、原則として月賦の場合は貸与月額、半年賦の場合は貸与月額に六を乗じて得た額、年賦の場合は貸与月額に十二を乗じて得た額を下回らない額としてください。		

第4号様式（第15条関係）

## 修学資金返還免除申請書

年月日

三重県知事

宛て

住所

氏名

電話番号

メールアドレス

看護職員修学資金の返還免除を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、申請の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

貸与を受けた者の 修学生番号及び氏名		
貸与を受けた期間	年月日から	箇月間
	年月日まで	
返還未済の 修学資金の額	円	
免除を受けようとする 額	円	
看護職員として 業務に従事した 県内の医療機関の 名称及び 在職期間	名 称	在職期間
		箇月間
看護職員の免許を 取得した年月日	年月日	免許
死亡又は免職 についての事実		
死亡又は免職の 年月日	年月日	
休職又は停職の 有無又は期間		

## 備考

## 添付書類

1. 在職に関する事項を証する書面
2. 免許取得に関する事項を証する書面
3. 休職又は停職の有無及び期間を証する書面
4. その他事実を証する書面

第5号様式（第14条関係）

## 修学資金返還猶予申請書

年月日

三重県知事

宛て

修学生番号（ ）

住所

氏名

電話番号

メールアドレス

看護職員修学資金の返還猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、申請の内容について、必要な範囲内で、関係機関に対し修学又は勤務の状況等の照会その他必要な調査を行うことについて同意します。

貸与を受けた期間	年月日から	箇月間
	年月日まで	
返還未済の修学資金の額	円	
猶予を受けようとする期間	年月から	箇月間
	年月まで	
猶予を受けようとする理由 規則第13条による当然猶予を受けようとするとときは、在学する養成施設の名称を記入すること。 規則第14条による裁量猶予を受けようとするとときは、在職する医療機関の名称を記入すること。		

## 備考

## 添付書類

- 1 在職、在学を証する書面
- 2 看護職員の免許取得を証する書面
- 3 災害、疾病その他の理由により猶予を受けようとするときは、それを証する書面

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則による改正後の三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則（次項において「新規則」という。）第三条の規定は、この規則の施行の日以後に修学資金の貸与が決定される者の修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与が決定された者の修学資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際に改正前の三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則（次項において「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

三重県魚介類行商営業条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

令和三年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

## 三重県規則第六十号

## 三重県魚介類行商営業条例施行規則を廃止する規則

三重県魚介類行商営業条例施行規則（昭和三十七年三重県規則第二十号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月二十二日

三重県知事 鈴木英敬

## 三重県規則第六十一号

## 三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を改正する規則

(三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部改正)

第一条 三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成十年三重県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第十六号様式まで、第十八号様式から第二十三号様式まで、第二十五号様式及び第二十六号様式中「団」を削る。

第二条 三重県特定非営利活動促進法等施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公表及び公衆の縦覧)	(公告等及び公衆の縦覧)
第四条 条例第二条第六項のインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法による公表については、三重県ホームページに掲載して公表することとする。 2 (略)	第四条 条例第二条第六項の公表又はインターネットの利用による公表については、三重県ホームページに掲載して公表することとする。 2 (略)

第五号様式を次のように改める。

## 第5号様式（第10条関係）

## 定款変更認証申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
(電話番号)

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

## 記

## 1 変更の内容

現 行	変 更 後	備 考

## 2 変更の理由

- 備考 1 上記1には、変更しようとする定款の条文等について、現行と変更後の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。
- 2 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本、変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）を添付してください。
- 3 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、2に掲げる書類のほか以下の書類を添付してください。  
(1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をい

う。）

- (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面
- (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）
- 4 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2及び3に掲げる書類のほか、以下の書類を添付してください。
- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
- (3) 法第55条第1項の規定により所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し
- ① 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
- ② 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
- イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- ロ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
- （イ） 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
- （ロ） 役員等との取引
- ハ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- ニ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- ホ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- ヘ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び用途並びにその実施日
- ③ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- (4) 法第55条第2項の規定により所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

(規格A4)

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和二年六月九日から施行する。  
(経過措置)

2 第一条の規定の施行の日前に同条による改正前の三重県特定非営利活動促進法等施行規則の規定に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 第二条の規定の施行の日前に同条による改正前の三重県特定非営利活動促進法等施行規則の規定に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

交通安全の保持に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布します。

令和三年三月二十二日

三重県知事 鈴木英樹

三重県規則第六十二号

### 交通安全の保持に関する条例施行規則を廃止する規則

交通安全の保持に関する条例施行規則（昭和四十二年二月三日県規則第五十一号）は、廃止する。

附 则

この規則は、公布の日から施行する。

二重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

命和二年十一月廿七日

三重县知事命令 木某敬啟

三重県規則第六十三号

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する  
規則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年三重県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

飲の表の改正前とて見する規定を同表の改正後とて見する規定にこの関係で示す上での改正する。

			法第十八条の一十九第一項の届出
六〇十の一一 (略)	(略)	ヨ 法第十八条の二十第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出	法第十八条の一十四第一項の届出
十の二 特例条例別表第一の二の五の表に規定する食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)及び三重県食品衛生法施行条例(令和二年二月三日三重県条例第五十号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	三重県食品衛生規則(令和二年二月三日三重県規則第十二号。以下この項において「規則」という。)に基づく次に掲げる事務	ヨ 法第十八条の二十第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出	法第十八条の一十五第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出
十一の四 特例条例別表第一の五の二の項に規定する調理師法(昭和二十三年法律第二百四十七号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	イ 規則第三十二条の規定によるふくらはぎ処理者試験受験申込書の受理及び知事への送付 ハ 規則第三十六条の規定によるふくらはぎ処理者免許申請書の受理及び知事への送付 ニ 規則第三十七条の規定によるふくらはぎ処理者免許証交付申請書の受理及び知事への送付 ホ 規則第三十八条の規定によるふくらはぎ処理者免許証返納届の受理及び知事への送付	ヨ 法第十八条の二十一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出	法第十八条の二十一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出
十一の五十九 (略)	(略)	六〇十の一一 (略)	(略)
十一の五十九 (略)	(略)	十一の五十九 (略)	十一の五十九 (略)
十九の一 特例条例別表第一の二の二の項に規定する三重県魚介類行商営業条例(昭和三十七年三重県規則第三十四号)の施行に係る事務	三重県魚介類行商営業条例施行規則(昭和三十七年三重県規則第十号。以下この項において「規則」という。)に基づく次に掲げる事務	ヨ 法第十八条の二十一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出	法第十八条の二十一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出

一 一 九 九 一 三 （略）	一 一 九 九 一 三 （略）	のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	類行商営業許可事項変更届の受理及び知事への送付
一 一 九 九 一 三 （略）	一 一 九 九 一 三 （略）	ハ 規則第五条の規定による魚介類行商営業（許可証）記章、検査済証）再交付申請書の提出の受理及び知事への送付	規則第六条の規定による魚介類行商営業（許可証）記章、検査済証）返納届の受理及び知事への送付
一 一 九 九 一 三 （略）	一 一 九 九 一 三 （略）	ホ 規則第七条の規定による廃業届の提出の受理及び知事への送付	規則第七条の規定による廃業届の提出の受理及び知事への送付

## 附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、別表第五号の項の改正規定は令和3年4月1日から、同表第十二号の四の項の改正規定は公布の日から施行する。

三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和3年3月11日

## 三重県規則第六十四号

三重県知事 鈴木英敬

## 三重県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

三重県証紙条例施行規則（昭和四十四年三重県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第一（第一条関係） 一 五 （略）	別表第一（第一条関係） 一 五 （略）
六 八 （略）	六 交 通 安 全 の 保 持 に 關 す る 条 例 （昭 和 四 十 一 年 三 重 県 条 例 第 四 十 六 号） 第 六 条 第 一 項 に 規 定 す る 手 数 料
九 十 （略）	九 三 重 県 魚 介 類 行 商 営 業 条 例 （昭 和 三 十 七 年 三 重 県 条 例 第 三 十 四 号） 第 八 条 に 規 定 す る 手 数 料

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一第九の項の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。

## 病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和3年3月11日

三重県病院事業庁長 加藤和浩

## 三重県病院事業庁管理規程第七号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程  
三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 附 則 1 ～ 5 (略) (医療業務等接触手当の特例)	1 附 則 1 ～ 5 (略) (医療業務等接触手当の特例)
6 第十六条に定めるものほか、病院事業職員が 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロ ナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、 中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に 伝染する能力を有することが新たに報告されたも のに限る。）であるものに限る。以下同じ。）に 対処するため、次に掲げる業務に従事したときは、医 療業務等接触手当を支給する。この場合において、第 二十一条第一項第三号の規定は適用しない。	6 第十六条に定めるものほか、病院事業職員が 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス 感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナ ウイルス感染症をいう。以下同じ。）に対処する ため、次に掲げる業務に従事したときは、医療業 務等接触手当を支給する。この場合において、第 二十一条第一項第三号の規定は適用しない。
7 一 ～ 三 (略) (略)	7 一 ～ 三 (略) (略)

#### 附 則

- この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（次項において「新管理規程」という。）の規定は、令和三年一月十三日から適用する。
- 職員が改正前の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の規定に基づいて、令和三年一月十三日以後の分として支給を受けた手当は、新管理規程の規定による手当の内払とみなす。

### 議 會 規 則

三重県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年三月一十二日

三 重 県 議 會 議 長 日 沖 正 信

#### 三重県議会規則第一号

##### 三重県議会議規則の一部を改正する規則

三重県議会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 (参集) 第一条 (略)	1 (参集) 第一条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席で きないときは、当該出産の予定日の八週間（多胎妊娠 の場合にあつては、十四週間）前から当該出産の 予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間 を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることがで きる。	3 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席で きないときは、当該出産の予定日の八週間（多胎妊娠 の場合にあつては、十四週間）前から当該出産の 予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八 週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間 を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることがで きる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年3月23日

三 重 県 公 報

号 外

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---